

能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすることです。

例として、体操や筋力トレーニングなどにより日頃から健康管理を行い、高齢期にあった健康づくりを行うことなどがあります。

●介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

従来の介護予防事業に併せ、要支援者や基本チェックリストによる対象者に、状態像や意向に応じて、介護予防、生活支援（配食、見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて、市町村が主体となって総合的で多様なサービスを提供する事業です。

●管理栄養士

病院や特別養護老人ホーム等で、栄養の指導や、栄養管理、食生活指導などを行う人のことです。

●機能訓練

心身の諸機能の維持回復を図る訓練のことです。筋力の増強、持久力の向上、関節可動域の維持、運動速度の増大等を目的とし、その心身の状況に応じて訓練が行われます。

●基本チェックリスト

65歳以上の高齢者（要支援・要介護認定を受けている方を除く）を対象として、身体の衰弱や低栄養といった加齢に伴う生活機能の低下をいち早く発見するための健診です。

●キャラバン・メイト

認知症サポーターの養成講座における進行役、講師役を務める人であり、認知症介護指導者養成研修等の受講者などで、自治体等が主催するキャラバン・メイト養成研修を修了した人を言います。

●給付費

介護保険の保険給付の対象となる各種サービスの費用のうち、保険からの支給費用のことです。

●協働

パートナーシップの訳語で、市民と行政など、立場の異なる人々が、それぞれの役割を果たしながら共通の目的に向かって連携することを言います。

●居宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修を言います。

●ケアプラン

介護保険サービス利用の際に必要な、介護サービス計画のことです。利用者のニーズ、心身の状態等を把握した上で作成します。作成には、専門職だけでなく、利用者本人や家族も関わることができます。

●ケアマネジメント

要介護者等のサービス利用者の要望に応えるため、計画に基づく介護サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行うことを言います。

●ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護者等からの相談に応じて、適切な介護保険サービスを受けられるよう、事業者等との連絡調整を行い、ケアプラン（介護サービス計画）を作成する人のことです。

●健康相談

対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行うことを主たる目的とする相談のことです。

●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきり

の方や認知症の方、障がい者等の権利や意思表示を支援し代弁することです。

●権利擁護事業

認知症高齢者や障がい者が権利を侵害されることのないよう、ご本人や家族等からの悩みごとや困りごとに対して、選任された相談員や弁護士、司法書士、社会保険労務士が専門的な立場から相談支援を行う制度です。

●高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険における1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が高額な場合に、自己負担を軽減する制度です。

●高額介護サービス費

1か月に支払ったサービス利用料の負担額が一定の上限を超えた場合、この超過分を利用者の申請により市が支払うものです。

●高齢化率

総人口に占める65歳以上の高齢者の割合のことです。

●高齢者

65歳以上の人。65歳から74歳までを前期高齢者、75歳以上を後期高齢者と言います。

●高齢者虐待

高齢者に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為を言います。傷害や拘束による身体的加害、脅迫や言葉の暴力による心理的加害、搾取や横領といった経済的加害などの積極的・直接的な人権侵害だけでなく、無視や保護の放棄といった消極的な行為による人権侵害も虐待行為に含まれます。

●国保連合会

国民健康保険法第83条に基づき、会員である

保険者（市町村及び国保組合）が共同して、国民健康保険事業の目的を達成するために必要な事業を行なうことを目的として設立された公法人で、各都道府県に1団体設立されています。

●骨粗しょう症

長年の生活習慣などにより、骨がもろくなる病気で、骨の変形や骨折を起こしやすい状態のこと。

さ行

●在宅医療

病気・障がいなどで通院が困難な方、退院後の在宅ケア・健康管理が必要な方、在宅で暮らしながら療養・終末期を過ごしたい方に対して、医師・看護師等が定期的に自宅に訪問し、対象者の生活に必要な医療機器の管理や、検査、診察などを計画的に行う「訪問診療」、患者の求めに応じて診療に行く「往診」等があります。

●作業療法士

法に基づいた国家資格です。身体または精神に障がいのある人に対して、動作能力などの回復のために、手芸や工作、豆を箸でつかむなどの作業等により治療（作業療法）を行う人のことです。

●歯周疾患

歯肉炎や歯周炎など歯ぐきの病気の総称で、歯周病とも言います。

40歳以降で歯を失う原因の大半がこの歯周疾患によるものです。喫煙、食生活などが影響します。

●社会資源

人々の生活の諸要求の充足や問題解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的資源、人的資源の総称です。

インフォーマルな分野に「家族、親戚、近隣、友人、ボランティアなど」、フォーマルな分野に「行政、社会福祉法人、医療法人、企業、NPO、介護支援専門員など」、中間的なものに「地域の

団体や組織」があります。

●社会福祉協議会

社会福祉法第 109 条に法的根拠をもつ、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者により構成され、住民主体の理念に基づき、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の企画・実施及び連絡調整などを行う、市区町村・都道府県・指定都市・全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織です。

●社会福祉士

法に基づく福祉専門職です。身体的・精神的障がいなどで日常生活を送ることに支障がある人に対し、福祉に関する相談・助言・指導などの援助を行います。

●住宅改修

要介護者・要支援者の居宅での生活が容易となるよう、一定の住宅改修を行う場合に、その改修費用の一部を支給するものです。

●生涯学習

人々が自らの人生をより豊かなものにしたいと願い、自分に合った学習の方法や内容を自由に選択しながら行う、生涯にわたった学習活動です。

●シルバー人材センター

長年の経験と能力を活かして働きたいという意欲を持つ高齢者が会員として登録し、県や市、民間事業所、家庭等から仕事を受け、各人の希望や能力に応じた仕事をする事により、地域社会の発展に寄与することを目的として活動している公益法人のことで。

●シルバーサポーター

介護予防に関わるボランティアのことで。

●シルバー大学校

地域活動のリーダーを養成することを目的に、

地域社会を築くために積極的な活動を実践している 60 歳以上の方々に知識・教養を学ぶ機会を提供する事業を行う機関です。

●審査支払手数料

国民健康保険連合会に委託している介護給付費請求書の審査及び支払業務に対して支払われる手数料のことで。

●生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担う人のことで。

●生活習慣病

従来成人病といわれていたもので、脳卒中・心臓病・がん・糖尿病・肝疾患・骨粗しょう症などの病気の総称です。食事・運動・休養・喫煙・飲酒等の生活習慣によって、発症や進行に影響を受けます。

●成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者（後見人・保佐人・補助人）が代行して行うことで、本人の権利を守る制度です。

●セルフケア

自分自身で自分の健康に対する注意・心がけなどを日常的に行う健康管理のことで。

例として、カロリーやバランスを考えた食生活を送ること、適正体重維持のため毎日体重計に乗ることなどです。

●総合型地域スポーツクラブ

地域の住民が主体的に運営し、子どもから高齢

者まで様々な人が、種目や年齢にかかわらず誰もが自由に活動するスポーツクラブです。

た行

●第1号被保険者

介護保険の被保険者（加入者）で65歳以上の方。

●第2号被保険者

介護保険の被保険者（加入者）で医療保険に加入している40歳から64歳の方。

●団塊の世代

昭和22～24年（1947～49年）の第1次ベビーブーム期に生まれた世代のこと。

●団塊ジュニア世代

昭和46年～昭和49年までの第二次ベビーブームに生まれた世代のこと。

●地域ケア会議

地域包括支援センターまたは市町村が設置・運営する、行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議体です。

要介護者の個人毎に、多職種の第三者による専門的な視点を交えて、要介護度の改善等の自立を目指した個別のケア方針を検討します。また、個別ケースの支援内容の検討を通じて、①高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築②地域の介護支援専門員の、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援③個別ケースの課題分析等による地域課題の把握などの課題に取り組みます。

●地域支援事業

要支援・要介護状態になる前から介護予防を行い、地域の中で自立した生活が送れるような支援をするもの。事業内容としては、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の3種類があります。

介護保険制度の改正により、予防給付の通所介

護及び訪問介護が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業に移行し、従来の介護予防事業と合わせ、「介護予防・日常生活支援総合事業」となっています。

●地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことです

●地域包括支援センター

高齢者等の健康づくり・介護予防や、日常生活の支援、相談事業など、高齢者福祉の中で地域の中心的な役割を果たす機関です。①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備(包括的・継続的マネジメント事業)、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な事業からなる、地域支援事業を一体的に実施します。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となって業務を行います。

●地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの設置・運営等について、中立かつ公平な立場から検討を行う組織です。

市町村を事務局とし、介護サービス事業者・関係団体・被保険者等により構成されます。

●地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人福祉施設）

介護保険で原則、要介護3から5までの認定を受けている方で居宅で常に介護を受けることが困難な方が入所する定員29人以下の施設です。

●地域密着型サービス

高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を支えるための介護サービスであり、小規模多機能型居宅介護、認知症対応

型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型通所介護などの9種類で構成されます。身近な市町村で提供され、原則としてその市町村の住民のみが利用できます。提供するサービス内容等は市町村がその地域の特性を考慮して定めます。

●超高齢社会

全人口に占める65歳以上人口の割合が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と定義されています。

●調整交付金

市町村ごとの介護保険財政の地域格差を調整するため、国負担分25%のうちの5%相当分を国が市町村に交付するものです。

●特定健康診査

平成20年度から始まった生活習慣病予防のための健康診査で、メタボリックシンドロームに着目した健診です。この健診の結果から、生活習慣病を発症するおそれが高いメタボリックシンドローム該当者とその予備群の方に対して生活習慣を見直すサポートを行います。(特定保健指導)対象者は40歳から74歳です。

●特定入所者介護サービス費

所得が一定額以下の要介護等認定者が施設サービス等を利用した際に、食費・居住費等の負担を軽減するための費用を介護給付費から支給する制度です。

な行

●内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)

腹囲が男性で85cm、女性で90cm以上の人のうち、①脂質異常(中性脂肪値150mg/dL以上、またはHDLコレステロール値40mg/dL未満)②血圧高値(最高血圧130mmHg以上、または最低血圧85mmHg以上)③高血糖(空腹時血糖値110mg/dL)の3項目のうち2つ以上に

該当し、生活習慣病にかかる可能性が高い状態のことを言います。

●日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で、安心していつまでも暮らせるよう、人口・生活区域・生活形態・地域活動等を考慮して市町村が設定する区域をいう。中学校区を基本単位として、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域で設定します。

●認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などの障がいが起こり、普通の社会生活が送れなくなった状態のことです。単なる物忘れと違い、物忘れを自覚できなかつたり、被害妄想や虚言などを伴う場合もあります。

●認知症カフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場所です。

認知症の方が役割を担うことで落ち着きが見られ、家族にとっては同じ立場同士、悩みを話し合ったり、情報交換ができたというメリットがあります。

●認知症ケアパス

認知症が発症したときから生活する上で様々な支障が出てくる中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すものです。

●認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を日常生活の中で温かく見守り、支援する人です。

厚生労働省が、地域・企業・学校などで開催する養成講座を受講した人に対して認定します。

●認知症初期集中支援チーム

市町村ごとに、地域包括支援センター、認知症

疾患医療センターを含む病院・診療所等に配置され、認知症専門医の指導の下、複数の専門職が認知症が疑われる方または認知症の方やその家族を訪問し、観察・評価を行った上で家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら自立生活のサポートを行います。

●年少人口

15歳未満の人口のこと。

は行

●パブリックコメント

市町村が政策等を決めるときに、その案を広く住民に公表し、意見や情報を広く収集する制度です。

また、収集した意見等を案に取り入れられるかどうかを検討し、その検討結果とともに寄せられた意見等に対する市の考え方を併せて公表します。

●バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを取り除くという意味です。

スロープを取り付けたり道路の段差をなくすなどの物理的バリアを取り除くことだけでなく、より広い意味で、社会的、制度的、心理的なバリアを取り除いていくことにも用いられます。

●被保険者

介護保険の被保険者は40歳以上の人のことです。

第1号被保険者（65歳以上の人）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）に分けられます。

●標準給付費

要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費、特定入所者介護サービス費（介護予防特定入所者介

護サービス費）、高額介護サービス費（介護予防高額介護サービス費）、審査支払手数料を合算したものです。

●福祉有償運送

交通手段がないなど、移動が困難な人を対象に、通院や買い物などの移送サービスを安価で行うことです。

営利を目的としないNPO法人等が、乗り降りが簡単にできる機能がある車両等を使って実施します。

●保健事業

健康づくりや中高年者の生活習慣病予防などを目的とした事業です。

●ボランティア

社会福祉において、無償性・善意性・自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者を指します。

ま行

●マネジメント

管理・経営のこと。

●マンパワー

人間の労働力、人的資源のこと。

●看取り・看取り介護

病人のそばにいて世話をし、死期まで見守り看病すること。近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、終末期において、その方なりに充実して尊厳の保たれた暮らしを営めることを目的として援助を行うことです。

●民生委員・児童委員

厚生労働大臣が委嘱し、住民の生活状態を適切に把握することや援助を必要とする方などに相談・助言を行うことを主な職務として活動してい

る人です。

や行

●夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問や、通報に応じてホームヘルパー（訪問介護員）などに来てもらう介護サービスです。

●友愛訪問

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の閉じこもりがちな高齢者に対し、シニアクラブ会員による訪問などで、安否確認や情報提供を行い、高齢者の孤立感の解消を図る活動です。

●有料老人ホーム

高齢者が入居し、食事の提供等日常生活に必要なサービスを提供する施設であり、介護保険の「特定施設入居者生活介護」の指定事業者であれば、施設内で介護サービスを提供でき、指定事業者でなければ、地域の居宅介護サービスを受けることができます。

●ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル」とは普遍的、全体的などの意であり、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることを言います。交通機関や建築物、食器などの日常生活用品などに活かされています。

●要介護者／要介護認定者

要介護状態にある65歳以上の人のこと。また、要介護状態にある40歳以上65歳未満の人で、その原因である身体上や精神上の障がいがある特定疾病（65歳以上で発生しやすいとされる16種類の疾病）によって生じた人のこと。

●要介護状態

身体または精神上の障がいがあるため、入浴・

排せつ・食事等の日常生活上の基本的な動作の全部または一部に介護が必要な状態が6か月以上続き、かつ要介護状態区分のいずれかに該当する状態にあることです。

●要介護度

要介護状態を介護の必要性の程度に応じて定められた区分のことをいい、日常生活を送る上で何らかの支援を要する「要支援1」・「要支援2」と、部分的介護を要する状態から最重度の介護を要する「要介護1」から「要介護5」までの7区分になっています。

●要介護認定

介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、要介護者に該当するかどうか、また、該当した場合は要介護度について、全国一律の客観的な方法基準に従って市町村が行う認定を指します。

●要支援者／要支援認定者

市町村が行う要介護・要支援認定において、身体または精神の障がいのために、日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態にあり、要介護状態以外の状態にあるものとして、要支援1及び2と認定された方を言います。

●予防給付

要支援認定者の介護サービス利用に関する保険給付のことです。

ら行

●ライフスタイル

行動様式や価値観、暮らしぶり、習慣などを含む生活様式のことです。

●理学療法士

理学療法士及び作業療法士法に基づく国家資格。基本的動作能力の回復のために、治療体操などの運動や、電気刺激、マッサージ、温熱などに

よる治療を行う人のことです。

●リハビリテーション

心身に障がいを持つ方の能力を最大限に発揮させ、医学的、心理的、職業的、社会的に可能な限りその機能回復を図ることにより、社会復帰させることを目的に行われる訓練や指導のことです。

単なる機能障害の改善や維持だけでなく、人間としての尊厳を回復するための精神的、職業的な復帰訓練を含みます。

●老人福祉法

高齢者の福祉に関する原理を明らかにするとともに、高齢者に対して、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な設置を講じ、もって高齢者の福祉を図ることを目的として、昭和 38 年に制定されました。

●老人週間

老人の日(9月15日)から1週間のことです。

●老々介護

要介護者と介護者がともに高齢者で、高齢者が高齢者を介護するという意味で表現される言葉です。

資料編

1 矢板市高齢者プラン策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 本市が行う、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護保険事業計画の改定にあたり、基本となるべき事項について意見を求めるため、矢板市高齢者プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、その目的を達成するため、老人福祉計画及び介護保険事業計画全般について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1の職にある者をもって構成する。
2 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理する。
2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第7条 委員会の所掌事務を補佐するため、委員会に幹事会を置き、幹事長に高齢対策課長を充てる。
2 幹事会は、別表第2の推薦を受けた者をもって構成する。
3 幹事会議は、必要に応じて高齢対策課長が招集し、会議を主宰する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、高齢対策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

2 矢板市高齢者プラン策定委員会委員名簿

●矢板市高齢者プラン策定委員会委員

◎は委員長、○は委員長職務代理者

番号	所属	職名等	氏名
1	住民代表	公募	井 関 千賀子
2	住民代表	公募	大 野 富 雄
3	市議会	総務厚生常任委員長	佐 貫 薫
4	市医師団	団長	◎ 池 田 斉
5	市シニアクラブ連合会	副会長	○ 大 類 正 雄
6	市女性団体連絡協議会	副会長	塩 野 和 子
7	市民生委員児童委員協議会連合会	高齢福祉部会長	田 中 眞佐子
8	介護老人福祉施設	介護支援専門員	福 田 英 治
9	介護老人保健施設	事務主任	渡 邊 剛 志
10	居宅介護支援事業者	介護支援専門員	宮 川 みどり

※要綱第3条第1項の別表第1を兼ねる

●矢板市高齢者プラン策定委員会幹事会委員

番号	所属・職名	職名等	氏名
1	総合政策課	政策企画担当グループリーダー	星 哲也
2	社会福祉課	社会福祉担当グループリーダー	阿久津 功
3	健康増進課	健康増進課グループリーダー	宮 本 典 子
4	健康増進課	国保医療担当グループリーダー	高 久 聡 子
5	建設課	管理住宅担当副主幹	古 宅 裕美子
6	生涯学習課	まなび担当グループリーダー	鈴 木 有
7	高齢対策課	課長	柳 田 和 久
8	高齢対策課	高齢福祉担当グループリーダー	加 藤 清 美
9	高齢対策課	高齢福祉担当総括保健師	鈴 木 早 苗
10	高齢対策課	介護保険担当グループリーダー	日 賀 野 真

※要綱第7条第2項の別表を兼ねる

3 計画策定の経過

委員会等	開催日／実施日	内 容
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	平成 28 年 12 月 6 日 ～平成 28 年 12 月 26 日	65 歳以上の一般高齢者と要支援認定を受けている在宅生活者計 1,400 人を対象として実施。
在宅介護実態調査	平成 28 年 12 月 1 日 ～平成 29 年 1 月 13 日	65 歳以上の要支援・要介護認定を受けている在宅生活者 793 人を対象として実施。
第 1 回矢板市高齢者プラン 策定委員会幹事会	平成 29 年 9 月 12 日	○第 7 期計画の位置づけと介護保険制度の改正内容について ○6 期計画の総括と評価について
第 1 回矢板市高齢者プラン 策定委員会	平成 29 年 9 月 19 日	○ニーズ調査・実態調査からの課題抽出について ○7 期計画における基本理念、重点施策について
第 2 回矢板市高齢者プラン 策定委員会幹事会	平成 29 年 11 月 14 日	○第 7 期矢板市高齢者プラン（素案）について
第 2 回矢板市高齢者プラン 策定委員会	平成 29 年 11 月 21 日	
パブリックコメントの実施	平成 29 年 12 月 15 日 ～平成 30 年 1 月 9 日	計画策定に関し、各種事業などに反映させるため、市民の意見等を広く求めた。
第 3 回矢板市高齢者プラン 策定委員会幹事会	平成 30 年 1 月 12 日	○パブリックコメントの結果について
第 3 回矢板市高齢者プラン 策定委員会	平成 30 年 1 月 19 日	○第 7 期矢板市高齢者プラン（最終案）について

4 用語解説

あ行

●一定以上所得者

合計所得金額が160万円以上（単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上）の人です。

●インフォーマル

国や市などの公式（フォーマル）なものではなく、隣近所の人やボランティア等が行う、非公式（インフォーマル）な取り組みのことです。

インフォーマルなサービスとは、それらの隣近所の人やボランティア等が行う助け合いなどの援助のこと。介護保険制度などの公的なサービスに対する対語に当たります。

●NPO

Nonprofit Organization（ノンプロフィットオーガナイゼーション）の略で、広義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことです。

NPOの活動例として、まちづくり、障がい者や児童への支援、健康づくりの取り組みなどがあります。

か行

●介護給付

要介護認定者が介護保険サービスを利用する際に提供される、介護サービスや介護に関わる費用の給付のことです。

●介護給付費準備基金

保険料率の算定の基礎となった介護給付費の見込みを上回る給付費の増などに備えるために、第1号被保険者の保険料の余剰金を積み立てて管理するために設けられています。介護給付費に充てる介護保険料に不足が生じた場合は、必要額をこの基金から取り崩して財源を補填します。

●介護サービス

高齢者や障がい者等の移動・食事・排せつ・入浴等の日常生活の援助を実際に提供するものです。

●介護福祉士

社会福祉士法及び介護福祉士法に基づく福祉専門職。日常生活を送る上で支障がある方に対して、入浴、排せつ、食事その他介護を行い、また、家族介護者等からの介護に関する相談に応じる人のことです。

●介護報酬

介護保険制度において、サービス提供事業者や介護保険施設が介護サービスを提供した場合にその対価として支払われる報酬です。

●介護保険制度

平成12年4月から始まった、介護を公的に支えるための保険制度で、介護や支援が必要になった場合（要介護・要支援状態）、状況に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられる制度です。

65歳以上全員と、40歳から64歳までの医療保険加入者が対象となり、要介護認定を受けて介護保険サービスを利用します。

●介護保険法

加齢に伴って生ずる心身の変化により、介護を必要とする状態になった人について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づき、必要なサービスの給付を行う介護保険制度の根拠となる法律であり、平成12年4月に施行されました。

●介護予防

元気な人も、支援や介護が必要な人も、生活機